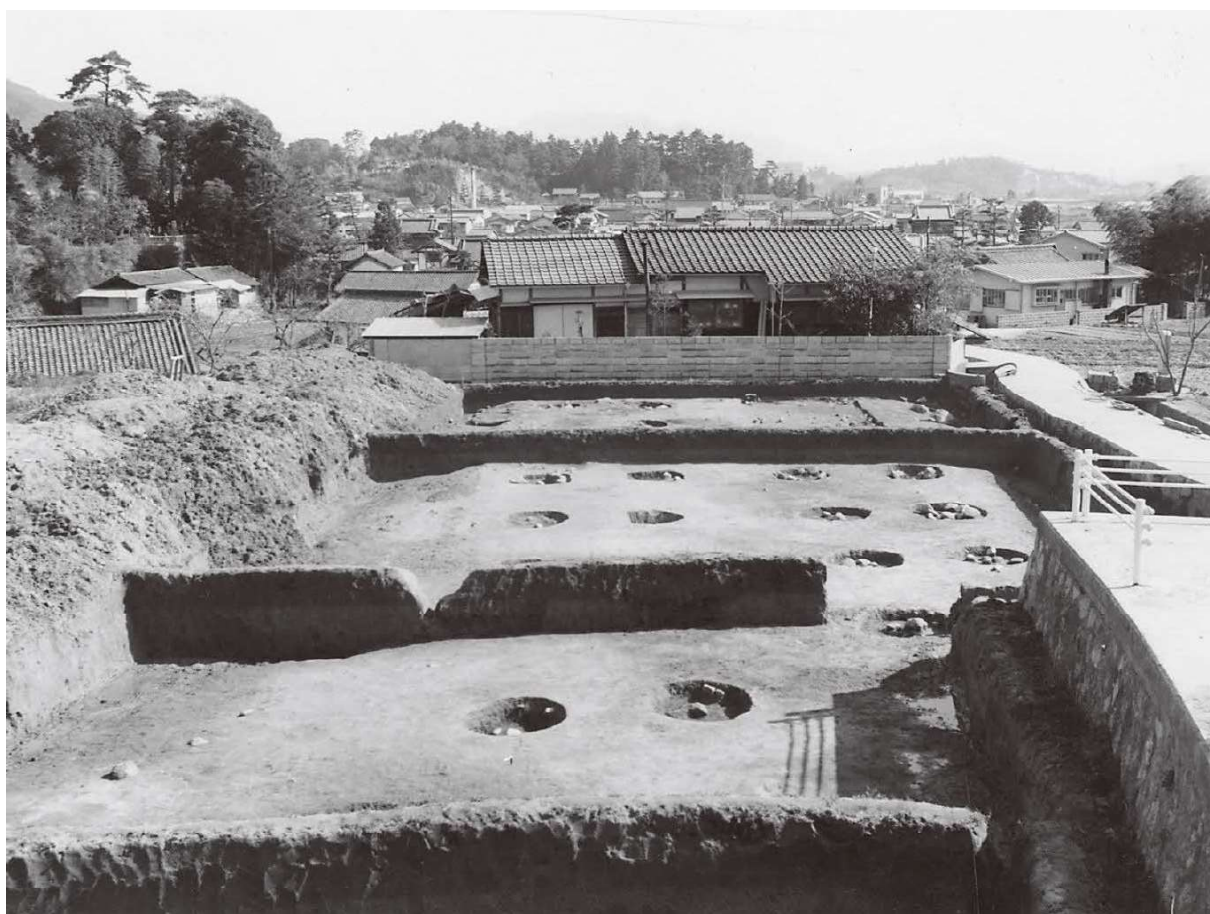


史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画

【概要版】



令和6年3月

府中町教育委員会

1 計画策定の沿革・目的

史跡下岡田官衙遺跡(以下、「本史跡」という。)は、山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家である可能性が高い官衙遺跡である。

昭和 32(1957)年、「城ヶ丘」住宅地造成のため県道より分岐する道路の建設中に奈良時代のもものとみられる瓦包含層が確認された。これを受けて昭和 38(1963)年度に発掘調査を開始した。その後、昭和 41(1966)年度までに行われた遺跡中心部の調査では、2 棟の瓦葺礎石建物や井戸が検出され、瓦、土師器、須恵器、木簡、文書函蓋、木製品などが出土したことから、安芸駅家跡である可能性が指摘された。遺跡の範囲を明らかにする目的で昭和 57(1982)年度から昭和 59(1984)年度、平成 4(1992)年度に発掘調査が実施された。その後、史跡指定を目指して平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度にかけて遺跡の性格と重要遺構の検出を目的に発掘調査を行った。

調査の結果から、この遺跡は、7 世紀後半に漆を用いた作業に係る施設として成立し、8 世紀中頃に計画的に配置された 2 棟の瓦葺礎石建物を中心とした施設となり、9 世紀前半に廃絶したことが判明した。また、これまでの調査成果との再検討を行った結果、安芸駅家である可能性が極めて高いことが改めて確認された。

こうした調査成果を受け、本史跡は山陽道沿線における官衙の展開を知る上で重要な遺跡であるとして、令和 3(2021)年 3 月 26 日に史跡指定を受けた。

本計画は、本史跡の本質的価値を明確にした上で、より効果的な保存管理、活用、整備の基本方針を定め、確実に次世代へ継承することを目的とする。

2 計画対象範囲

本史跡は、史跡指定地以外にも本質的価値を有する遺構等が広がっているが、保存については史跡指定地を中心的な計画対象範囲として行っていく。また、本史跡の本質的価値とそれに伴う歴史的価値などの解説を充実させるため、府中町歴史民俗資料館を本史跡のガイダンス施設と位置付け、今回の計画対象範囲に含めることとする。

3 史跡の概要

【史跡の名称:下岡田官衙遺跡 所在地:広島県安芸郡府中町石井城二丁目 指定面積:3599.84 m²】

本史跡は、広島湾北東部の山塊から南西に派生する丘陵の先端に立地する。

調査の結果、本史跡は出土遺物に仏具等が含まれないことや建物配置から寺院とは考え難く、官衙であると考えられることが改めて確認された。また、円面硯^{えんめんけん}三点を確認した以外、実務官衙に関わる遺物に乏しいこと、西日本の郡家では瓦葺礎石建物が極めて少ない一方、山陽道の



拓本 重圈文系瓦



円面硯



漆の付着した須恵器

駅家では、8世紀中葉以降、主要建物が瓦葺礎石建物に統一されることから、本遺跡も安芸駅家である可能性が高い。本史跡は7世紀後半に成立する。この時期の遺構は確認されていないが、出土遺物には漆が付着した多数の須恵器や木製品が確認されていることから漆製品の製作に係る施設が存在した可能性がある。8世紀中頃になると、段丘面上にあった浅い谷を埋めるように石敷状の地業や盛土による大規模な土地造成を行い、総瓦葺の礎石建物が建てられる。2棟の瓦葺礎石建物は北辺を揃え、計画的に配置されたことがうかがわれる。なお、これらは、出土遺物から9世紀前半には廃絶したと考えられる。

4 史跡の本質的価値

- (1) 山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡であること
- (2) 遺跡の変遷が明らかになるなど、山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡であること
- (3) 山陽道の交通史研究における学史的な意義も大きいこと

5 大綱

山陽道の研究のさきがけ、下岡田官衙遺跡。多くの人々に学ばれ親しまれ、府中町の誇り・地域のシンボルとなる史跡を目指します。

- (1) 持続可能な保存管理を行うことで本史跡の本質的価値を確実に保存し、永く将来に継承していく。
- (2) 本史跡の歴史的価値や学史的価値を鑑み、学校教育・社会教育と連携しながら本史跡について学ぶ機会を提供することで、町民の誇りと愛着を育む。
- (3) 山陽道の研究のさきがけとして、本史跡の価値を発信し、地域間交流や地域活性化に寄与する。

6 基本方針

- (1) 保存管理の基本方針
 - ・本史跡全体の実態解明に向けた調査を実施し、本史跡の適切な保存と確実な継承を図る。
- (2) 活用の基本方針
 - ・学校教育及び社会教育との連携を図り、本史跡の価値を町内外に周知し生涯学習の場として活用する。
 - ・他市町村に所在する古代道路や駅家及び官衙遺跡等と連携を図り、観光活性化を図る。
- (3) 整備の基本方針
 - ・本史跡を確実に保存・継承するとともに本質的価値を適切に伝える。
 - ・住民協働の手法を取り入れ、地域の歴史について学べる憩いの場として整備を進める。
- (4) 運営・体制の基本方針
 - ・本史跡を適切に管理・運営するため、行政・地域住民・関連団体等との連携協働による運営体制を整える。

7 保存（保存管理）

保存管理にあたっては、本質的価値を確実に保存・継承することを基本方針としており、本質的価値の確実な保存のため、史跡指定地の地区区分を行い、構成要素ごとに適切な保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準を定める。また、適切な保存環境の維持、き損等の防止、災害時の対応や予防措置を講じるといった維持管理のほか、本質的価値や状況の把握のため、発掘調査や文献調査を積極的に行い、史跡の全容解明に努める。調査の成果によって重要な遺構が検出された場合には追加指定を行い、条件が整い次第公有化を行うなど、史跡指定地内外の一体的な保存を推進していく。

8 活用

本史跡を後世に残していくため、遺構を適切に保存管理するとともに、地域住民、学校関係者や観光関係者等と連携した活用によって、史跡の本質的価値や魅力を広く伝え、町民の誇りと愛着を育む必要がある。

住宅地の中でも古代の雰囲気を感じ、楽しみながら本史跡について学んでもらえるよう、ICTを活用した情報提供の検討、体験イベント等の開催、パンフレットやインターネット等のメディアを活用した情報発信を行い、地域活性化に寄与することを目指す。



下岡田遺跡発掘調査の小学生見学



ガイドクラブポイント解説の様子



国史跡指定記念シンポジウムの様子

9 整備

本史跡に訪れた地域内外の多様な世代の人々が体験しながら学べるよう、国・県、その他関連機関等と連携・調整しながら、保存のための整備、及び活用のための整備に取り組む。

また、遺構表現等を含めた整備を目指す箇所としては、史跡指定地の重要遺構検出部分（道路東側）とし、整備を行う際には現状変更等の取扱基準に従って、現状変更許可申請を行う。整備計画の詳細については、今後策定する整備基本計画や基本設計及び実施設計の中で提示し、公有化や追加指定の状況によって見直しを図りながら段階的に進めていく。

本計画の計画期間である令和6（2024）年4月1日から令和16（2034）年3月31日については、公有化及び発掘調査の進展に応じて暫定的な整備を進めていく。また、計画の見直し及び整備基本計画策定を見据え、計画期間以降（2034年度以降）の将来的な整備の構想についても適宜、検討を進める。

史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画【概要版】

発行日：令和6年3月 発行：府中町教育委員会

〒735-0006 広島県安芸郡府中町本町一丁目10番15号 TEL082-286-3272 FAX082-286-3298
